渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

1				州仕息合併協議会の調整	四百		
協議項	頁 目 24-4 姉妹都	3市・国際交流等の取扱し	1	関係項目			
調整方	5 針	事業については、現行の 事業については、現行の					
		 現					調整理由・課題
1 都市交流	事業						A FARITHM I N
細項目	渋 川 市	伊香保町	小 野 上 村	子 持 村	赤城村	北橘村	─ 1【調整理由】 ・これまでの経緯や実績から、当面 ─ は現行のまま継続し、新市において
(1)姉妹都市 締結 (2)都市交流 提携	『全国へそのまち協議会』	『逗子市』(神奈川県)と 姉妹都市締結 ・昭和54年11月27日調 印 ・「逗子花火大会」への関学ツ アー ・「逗子子ども体験教室」で 逗子へ伊香保小6年生が 訪問 ・「逗子市民まつり」への出 に協力 ・「逗子市の中学生が来ー」 で逗子市の中学生が裏子市 関係者を招待	『神津島村』(東京都)と	『白浜市は携・平成6年9月1日調印・子持村「白浜海市と携・平成6年9月1日調印・子持村「白浜海ツアー・「白浜海ウッナー・「中華の一、東の一、東の一、東の一、東の一、東の一、東の一、東の一、東の一、東の一、東			調整することが望ましい。 【課題】 ・交流内容で調整することかかあることがあることがある。 【課題】 ・交流内容で調整するの必要がある。 ②【調整理由】 ・は現からにはいってはいっていまとが望まがである。 「課題】 ・はいってはいっているのではいっているのではいっているのでである。 「課がいるのでである。 「はいっているのでである。 はいっているのでである。 はいっているのでである。 はいっているのではいっているのである。 はいっているのではいっているのである。 はいっているのではいっているのではいっているのである。 「はいっているのではいっているのではいっているのではいっている。 「はいっているのである。 はいっているのではいっているのでは、 はいっているのでは、 はいるのでは、はいるのでは、 はいっているのでは、 はいっているのでは、 はいるのでは、 はいるのでは、 はいっているのではいるのでは、 はいるのでは、 はいるのでは、 はいるのでは、 はいるのでは、 はいるのではいるのではいるでは、 はいるのではいるのではいるのでは、 はいるのではいるのでは、 はいるのではいるのではいるでは、 はいるのではいるではいるではいるではいるではいる。 はいるのではいるではいるではいるではいるではいるではいるではいるではいるではいるではいる
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	に加盟する全国15市町村と 交流の9.11設立 ・事務の1:西路市 ・事のまちのまちが ・事のは、光物では、 ・事のは、 ・でいまでは、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・	都市交流 ・相互に「伊香保まつり」と 世田谷区で行われる、 「芦花まつり」への招待 及び出店	の交流				改めて新市としての方針を検討する必要がある。 ・中学生海外派遣については、派派制度が異なるため、地域性、公平性を考慮して内容を検討する必要がある。 ・外国人生活相談員等については、現行の制度、対応の内容及び言語な流充について、検討が必要である。

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

1	協議	嵬 頂	目	24	-4 姉妹都市・国際	交流等	の取扱い関	係 項	目			
												調整理由・課題
2 国際	学交流	事業										
細項	目		渋	川市	伊香保町	-	小 野 上 村 子	寺 村	赤城	村	北橘村	
(1)姉妹都 締結	3市等	(7	コーガン ナースト 5提携(³	√市』 ·ラリア)と友 平成8.4.17調日	『アバノテルメ市』 好 (イタリア共和国ウ ト州パドヴァ県)と 市締結 (平成5.3.	ブェネッ ご姉妹都						
		(1	ſタリア	·ニョ市』 ')と姉妹都市 2.5.23調印)	『ハワイ州ハワイ君 (アメリカ合衆国) 都市締結(平成9.1.	○と姉妹						
(2)中学生海外 派遣等		中学	生海外	派遣事業	中学生海外派遣事業	É					中学生海外派遣事業	
<i>,,</i> ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		· म	:) ² 成3年 員:1		・平成3年度~ ・人員:13人 (引率者3	合衆国) 人含む)					・派遣先:ファカタネ市 (ニュージーランド ・平成4年度~ ・人員:12人 (引率者2人含む) (平成14年度実績))
		• म	⁷ 成 5 年 そ入:生	5生徒受け入れ 度~5回受入 徒5人引率2 7成14年度実績	れ 人							
(3)外国人 相談員	 生活 i等	外国	国人生活	相談員1名								
пжя	t vJ	• 1	` ンク` ラデ 年目 ゙ ンガ ル.፷	シュ人 、英語								
3 先進	÷+₩ = #		773 WHL	1							<u> </u>	
3 元년	先進地事例 西東京市			 あきるの市	<i>↑</i> \	ほく市						
	姉妹都市については、合併後も継続する。 甲賀地域合併協議会			(2) マ して 【 国際		する。 て協議	1 姉妹都市について ものとする。 2 国際交流事業につ	は、現行のと いては、現行 実施内容等に	おり新市に引き継ぐのとおり新市に引き ついては、新市にお			
					周 南 市	対 馬 市						
	(2) 交流事業については、これまでの経緯を踏まえ新 市において調整します。				・ぞれの町の意向を尊重 討します。 までの経緯を踏まえ新	(1) 現 (2) 新 (3) 新 (3) 新た	《国際交流事業》 (1) 姉妹都市縁組 現行のまま新市に引き継ぐ。 (2) 国際交流事業 新市に移行後、速やかに調整する。 (3) 中学生等海外派遣事業 新たな制度等を創設する。ただし、補助率については 鹿野町の例による。		《国際交流(姉妹都市を含む)関係の取扱い》 ・ 姉妹都市については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、必要に応じ新市移行後相手の姉妹都市縁組の意思を確認した後、改めて調印する。 ・ 各種交流事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、国際交流の拡充に向け速やかに調整する。 ・ 協議会・協会等各種団体及び国際交流員等については、現行のとおり新市に引き継ぐものし、国際交流協会については、現行のとおり新市に引き継ぐものし、国際交流協会については、合併後速やかに統合できるよう努める。			